○地 域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地 域経済

牽 引事 業に 関する省令 (平成二十 九年総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林・ 水 産 省、 経 済 産業省、 玉 土 交通

省、環境省令第一号)

最終改正 令和四年八月三一日

(法第二条第六項第九号の主務省令で定める関係)

第

条 地 域 経 済牽 引事 · 業 の 促進による地域 の成長発展 の基盤強化に関する法律 (以 下 法」 という。 第

条第六項 第九号の 主務省令で定め る関係 は、 他 の事 業者の 発行 ?済株式 の総数、 出資 \Box 数の 総数 又は 出 資

価 額 \mathcal{O} 総 額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 五. + 以 Ĺ 12 相 当する数 又は 額 \mathcal{O} 株 式 又は 出資を事 業者及び 当 「該事業 者 $\overline{\mathcal{O}}$ 代 _表者 が : 有す

る関係とする。

(地域経済牽引事業計画の承認の申請)

法第十三条第 項 \mathcal{O} 規定に より、 地 域 経 済牽引事業を行おうとする者が 地域経済 済牽引事 業計 画 \mathcal{O} 承

認 \mathcal{O} 申 請 をする場合に は、 様式 第 による立 申 請書を地 域 経 済牽 引 事 業を行 おうとする 促 進 区 一域を管理 轄 する

道 府 県 知 事 **当** 該 地 域経済牽引事 業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、 当該 地 方公共団 体

都

項に 定を含む。 法 \mathcal{O} 区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、 (昭 第二十二条の二第三項 お 和二十五年法律第百二十九号) いて同じ。) 次条第 に提出 項 E お の認定 しなけ 7 て同 ľ ればならない。 (同法第二十二条の三第一 第十一条第 又は 地 球 温 ただし、 項 暖 \mathcal{O} 化 認定 対 当該 策 項の規定による変更の認定を含む。 \mathcal{O} 同 地 推 域 進 法第十二条第 主務大臣。 に 経済牽引事 関 する法 業を行っ 次条第一項及び第四条第 律 項 平 $\widehat{\mathcal{O}}$ 成 規 おうとする者が 十年 定に ょ 法 る変更 律 次条第 第 百 造 + \mathcal{O} 認 七 船

に 対策 第二項に規定する認定事 項において同じ。) \mathcal{O} 認 推 定 地 進 に 域 脱炭 関 分す 素化 る法律第二十二条の三第三項 を受けた者である場合には、 记促進事業 *業基盤 業計 強 化計画 画 という。 (以下単に 第 それぞれ、 \mathcal{O} 号に規 記 「認定事業基 載 事 項と重 定す 当該. る認 申 複する部 盤強化計画」 -請書 定 地 域 の記 分の 脱 炭 載事 という。) 記入を要しない 素 化促 ,項のうち造船法第十二条 進 事 又は 業 計 ものとする 地 画 球 以 温 下 暖化 単

2 前 項 \mathcal{O} 申 請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

0

当 該 地 域経済牽引事業を行おうとする者が法人 (地方公共団体を除く。) である場合には、 当該法人

の定款

当該地域経済牽引事業を行おうとする者の最近二期間の事業報告、 貸借対照表及び損益計算書

5 O書 類 が ない場合には、 最近 年間 \mathcal{O} 事 業内容の の概要を記載した書類

法第十三条第三項 第五 一号の・ 事 項 を記 載する場合に は 補助 金 等交付 財 産 (同号に規定する補助 金等交

付 財 産を う。 以下この号及び 次条第二項 第三号に お 7 て 同 ľ 0) 名 称、 現行 \mathcal{O} 用 途、 補 助 金 交付

財 産に充てられた補助金等 (補 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十 年法律 第 百七

十九号) 第二条第一項に規定する補助金等をいう。 次条第二項第三号において同じ。) 及び当該補 助 金

等交付財 産 を所管する府省の名称、 補 助金等交付財 産 $\overline{\mathcal{O}}$ 処分の方法及び事業主体並 びに補 助 金等交付財

産 \mathcal{O} 処 分後 \mathcal{O} 用 途 に 関する事 項 を記 載 L た 書 類

兀 当 該 地 域 経済 牽引 事 業を行おうとする者が 前 頂ただ 書の規定に基づき承認の申請をする場合には、

認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画

3 法第十三条第一項の代表者は、一名とする。

地 域 経 済 牽 引事 業 計 画 \mathcal{O} 変更 \mathcal{O} 承 認 の 申 請

第三条 法第 + 匝]条第 項の 規定 に ょ り 地域経済牽引事業計画 の変更の 承認を受けようとする承認地 域経済

牽引事業者 は、 様式第二による申請書を、 その 承認をした都道府県知 事に提出 しなければならない。 ただ

Ĺ 当該 承 認地 域 経 済 牽 引事業者 が ·造船: 法第十一 条第一 項 \hat{O} 認定 又は 地 球 温 暖 化 対策 \mathcal{O} 推 進 に 関 する 法 律

第二十二条 の二第 項 \mathcal{O} 認定を受け た者 である場合に は それぞれ、 当該 申 請 書 \mathcal{O} 記 載 事 項 \mathcal{O} うち 認 定 事

業基 盤 強 化 計 画 又 は 認 定 地 域 脱 炭 素 化 促 進 事 業 計 画 \mathcal{O} 記 載 事 ,項と 重 一複す る部 分 \mathcal{O} 記 入を 要し な 1 Ł 0)

る。

2 前 項 の申 請 書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

| 定款に変更があった場合には、その変更後の定款

当 該 承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 者 \mathcal{O} 最 近 期 間 \mathcal{O} 事 業 報 告、 貸借: 対 照表及び損 益 計算 書 これ 5 \mathcal{O} 書 類 が

な 1 場 合 に は、 最 近 年 間 \mathcal{O} 事 業 内 容 \mathcal{O} 概 要 を 記 載 L た 書 類

法第十三条第三項第五 一号の立 事 項に変更が あ 0 た場合には、 当該変更に係る補助金等交付 財 産 0 名 称

現行 の用 途 補 助 金等交付財 産に充てら れ た補 助 金等及び当該補 助 金等交付 財産を所管す Ź 府 省 \mathcal{O} 名称

補 助 金 等 交付 財 産 \mathcal{O} 処分の 方法 及び 事業主: 体並 び に補助 金等交付]財産 の処分後の 用 途 にこ 関する事 ·項を

記載した書類

兀 当 該 承 認地域経 済牽引事業者が前項ただし 書の規定に基づき変更の承認 の申請をする場合には、 認定

事 業 基 盤 強 化 計 画 又は 認定 地 域 脱 炭 素 化 促 進 事 業 計 画

実 施 状 況 \mathcal{O} 報告

第四 条 承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業者 は 承認 地 域 経 済牽 引 事 <u>,</u> 業 計 画 \mathcal{O} 実 施 期 間 \mathcal{O} 各 事 業年 度に お け る実 施 状況

に 0 V) て、 原則としてそれぞ れ \mathcal{O} 事 業年 -度終了 後三月以内に、 様 式第三に よる実施状 況報告書に ょ り その

承 認 を L た 都 道 府 県知 事 に報告し なけ ħ ば なら な

2

前 項 \mathcal{O} 実 施 状況 報告 書 12 は、 各事 業年度に係る貸借 対 照表及び 収支計算· 書 若 L は

ら に 準 ず る t \mathcal{O} そ \mathcal{O} 他 参考となるべ き事 項 を 記 載 L た 書 類 を添 付 L な け れ ば なら な

事 業 環 境 \mathcal{O} 整 備 に 係 る 措 置 \mathcal{O} 提 案に 係 る 手 続

第五 条 承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業者 は 法第· 十六条第 項に規定する提案をしようとするときは、 地方 公 世 団

体 が 講 ずべ き措置 \mathcal{O} 内 | 容そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 項 を 記 載 L た様 式 第四 による提案書に、 承 認地 域 経 済牽 引 事 業 者 で あ

ることを証 す る書 面 及 び 当 ||該提っ 案に 係 る 承 認 地 域 経 済 牽 引事業 計 画 \mathcal{O} 写 しを添え 付 Ļ 当該 地 元方公共] 団 体 (T)

長 に提 出 L な け れば なら な

Š

損

益

計

算

書

豆は

これ

2 承認申請予定事業者は、 法第十六条第一項に規定する提案をしようとするときは、 地方公共団体 . 講ず

き措置 \mathcal{O} 内 [容そ \mathcal{O} 他 0 事 ,項を記 載 した様式第四による提案書に、 当 該 提案に係る地域 経済 牽引事 業 計 画

を添 付 当 該 地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 長 に · 提 出 L な け れ ば ならな

3 法 公第十六. 条第 項 E 規定する提 案を受け た 地 方 公共 寸 体 \mathcal{O} 長 は、 当 該 提 案が 承 認 地 域経済 ~ 引事 業 計 画

 \mathcal{O}

実施に資するものであると認める場合

(当該提案が

承認申請予定事業者による場合にあって

は

当 該

提

案及び当該提案に係 る地域 域経済牽引事業計 画 が 同 意基 全計画 6 の実施に資するものであると認めるとき。 次

項 E お いて同じ。) であって、 当該 提案を踏まえた措置を講ずる必要が あると認めるときは、 前 二項 \mathcal{O} 提

案書そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 書 類 \mathcal{O} 提 出 Tを受け、 た 日 か ら原 則として二月以 内に、 その旨及び当該 提案を踏まえて講ずるこ

ととする措 置 \mathcal{O} 内 容そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 の 事 項 くを記ざ 載 Ü た様式第五 に による通り 知 書を当該提案をした者に交付するよう努

めるものとする。

4 法第十六条第一 項に規定する提案を受けた地方公共 団体の長は、 当該提案が 承認地域経済牽引事業 画

 \mathcal{O} 実施 に資するも のであると認め る場合であって、 当該 提案に係 る措置を講ずる必要が な 1 · と認、 め るとき

は、 第 項又は第二項 \mathcal{O} 提案書その 他 の書 類 O提出を受けた日 か ら原則として二月以内 に、 その旨及びそ

 \mathcal{O} 理 一由を記 載した様式第六による通知書を当該提案をした者に交付するよう努めるものとする。

5 法 第 十六 条第一 項に規定する提案を受け た地方公共団 体 \mathcal{O} 長は、 当該提案を踏まえた措置を講ずるとき

は、様式第七により、その内容を公表するものとする。

(国に対する確認に係る手続)

第六条 法第 十六条第 一項に規定する提案を受けた地方公共団体の長は、 法第十七条第 項の 規定により規

定 \mathcal{O} 解 釈 \mathcal{O} 確 認を求めるときは、 当該規定 の内 容その他 (T) 事項を記載した様式第八による照会書及 Ű 前 条

第 項 文は 第二項の規定により提出され た提案書その 他 \mathcal{O} 書類 \bigcirc 写し を主務大臣 に提っ 出 し なけ ń ば な らな

\ \ \

2 |以上の主 一務大臣 に照会書を提出する場合に は、 様 式 第八による照会書及び 前条第 項又は第二 項 \mathcal{O} 規

定により提出された提案書その他 (T) 書類 の写しを、 いずれか一の主務大臣を経由 して、 他の 主務大臣 に · 提

出することができる。 こ の 場合には、 当該照会書は、 当 該 一の主務大臣が受理 した日にお į١ . て当該: 他 \mathcal{O} 主

務大臣に提出されたものとみなす。

3

法第十七条第 項に規定する求めを受けた主務大臣 は、 当該求、 めに係る解釈 \mathcal{O} 確認 がその 所管する んる法律

及び法律に基づく命令(告示を含む。) を受けた日 から原則として一月以内に、 に関するものであるときは、 当該求めに係る解釈について記載した様式第 第一項の照会書その他の書類 九による回答書 の提出 1を当

該求

めをし

た

地

方

公共団:

体の長に交付するものとする。

4 あ 5 る場合には 法 第十 前項に規定する期間内に同 条第 当該 項に 回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、 規定する求 項 めを受け の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理 た主 一務大臣 は、 当該求 めに係る解釈に その旨及びその理由を当該求 つい て 'の検 討 の状 況 由 に が 照

8)

をした者に通知するものとする。

5 そ 回答書に記載し、 $\overline{\mathcal{O}}$ 法第 他 + \mathcal{O} 書 七 条第三項に規 類 \mathcal{O} 提 これを主務大臣に送付するものとする。 出を受けた日か 定する求 ら原則として一 めを受けた関 係 月以内に、 行政機関 この場合には、 \mathcal{O} 当該 長は、 求 第 めに 係る解釈につい 項 主務大臣は、 の規定により主務 当該回答書を第 、 て 様 大臣 式第. 九に が : 照会書 よる

6 状 況 法 公第十七: に照らし、 条第三項に規定する求 前項に規定する期 間 めを受け 内に同項 た関 \mathcal{O} 係行 回答書を交付することができないことについてやむを得な 政機 関 \mathcal{O} 長は、 当 該 求 め に係る解 釈 に . つ い て \mathcal{O} 検 討の

項

の規定による求めをした地方公共団体の長に交付するものとする。

1 理由がある場合には、 当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由

を主務大臣 に通知するものとする。 この場合には、 主務大臣は、 その 通知の内容を法第十七条第一項に規

定する求めをした地方公共団体の長に通知するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

環境省令第一号)

この省令は、 不正 競 争防 止 法等 \mathcal{O} 部を改正 する法律 の施 行 \mathcal{O} 日 (令 和 元年 ·七 月 日) か 5 施 行する。

附 則 (令和二年 九 月十六日総務省、 財務省、 厚生労働 省 農林 水産省、 経済産業 業省、 国土交通省

環境省令第一号)

この省令は、 中 -小企業の 事業承継 \mathcal{O} 促進 このため の中小企業における経営の承継 の円滑化に関する法律等の

部を改正する法律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 令 和 二年十月一 日) から 施 行する。

附 則 (令和二年一二月二八日総務省、 財務 省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 玉 土交通

省、環境省令第三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において 「旧様式」という。)に

より使用されている書類は、 この省令による改正後の様式によるものとみなす。

1 この省令 \mathcal{O} 施行 の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使用すること

ができる。

附 則 (令和三年二月二六日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

、環境省令第一号)

この省令は、 中小企業の事業承継 の促進のための中小企業における経営の承継 の円滑化に関する法律等の

部を改正する法律附則第一 条第二号に掲げる規定の施 行 0 日 (令和三年三月一 旦 から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

環境省令第二号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

、環境省令第三号)

附

則

(令和三年

七月三〇日総務省、

財務省、

厚生労働省、

農林水産省、

経済産業省、

国土交通省

この省令は、 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日 (令和三年八月二日) から施行す

|

る。

附 則 (令和三年九月二九日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

、環境省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

環境省令第一号)

この省令は、 地球 温 暖 化対策 の推 進 に関する法律の一 部を改正する法律 (令和三年法律第五十四号) の施

行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和四年八月三一日総務省、 財務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省

、環境省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により

使用されてい る書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧 様式による用紙については、 当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。